

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年11月25日

【会社名】 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

【英訳名】 DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長ＣＥＯ兼グループＣＥＯ 小野 有理

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区塚本 1 丁目15番27号

【電話番号】 06(6302)8211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員ＣＦＯ 徳原 英真

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区塚本 1 丁目15番27号

【電話番号】 06(6302)8211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員ＣＦＯ 徳原 英真

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 第 8 回新株予約権証券
その他の者に対する割当 1,530,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
5,365,030,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 8 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	85,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	1,530,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき18円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき0.18円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2025年12月12日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 法務部 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
払込期日	2025年12月12日(金)
割当日	2025年12月12日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱ＵＦＪ銀行 十三支店

(注) 1. 第 8 回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2025年11月25日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本日付で、EVO FUND(Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権の買取契約を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で総数引受契約（以下、割当予定先との間の買取契約及び総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします(以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、別記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は8,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 (1) 割当日の1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後の日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日(以下、2025年11月25日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。)に修正される。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。 (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項に準じて行使価額は修正される。 3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、3取引日に一度の頻度で修正される。 4. 行使価額の下限 本新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」という。)は、316円とする。 但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 8,500,000株(発行済株式総数に対する割合は91.86%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 2,687,530,000円 7. 全部取得条項の有無 本新株予約権には、本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は8,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(本欄第2項に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初631円とする(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。))。 3. 行使価額の修正 行使価額は、割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、2025年11月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの修正日の直前取引日において本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の行使価額は当該事由を勘案して調整される。 4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役員員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
----------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を当社が発行する場合を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。 (7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	5,365,030,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年12月15日から2028年7月18日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 十三支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「取得日」という。)の11取引日以上前に当社が本新株予約権の新株予約権者又は本新株予約権の新株予約権者の関係会社に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、2028年7月18日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、持株会社体制の下、自動車機器事業、エネルギーソリューション事業、電子機器事業、「その他(金型成型事業)」の各セグメントにおいて事業会社(ダイヤゼブラ電機株式会社、ダイヤモンド電子株式会社、米国ダイヤモンド電機株式会社)を置き、各事業会社は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、当社、連結子会社21社(国内5社、海外16社)、持分法適用会社3社(関連会社3社)及び持分法非適用会社5社(非連結子会社4社、関連会社1社)により構成(2025年3月31日現在)され、自動車用点火コイル・電装品、太陽光発電用パワーコンディショナ・蓄電ハイブリッドシステム等のエネルギーソリューション機器、家庭向け冷暖房・給湯用着火装置等の電子制御機器の製造・販売を主な事業内容とし、さらにそれらに関連する研究・開発及びサービス等を主たる業務としております。

セグメントごとの主要な事業内容は、次のとおりであります。

「自動車機器事業」は、自動車用点火コイル及び電装品の開発、製造、販売及び保守サービス

「エネルギーソリューション事業」は、太陽光発電用パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどの開発、製造、販売及び保守サービス

「電子機器事業」は、家庭向け冷暖房用及び給湯用着火装置、トランス・リアクター等の電子デバイス及び電子制御機器等の開発、製造、販売及び保守サービス

「その他(金型成型事業)」は、金型設計・製造、プラスチック成型部品試作品製造

直近の2025年3月期における売上高は、91,724百万円(前期比1.7%年減)とほぼ横ばいとなりました。一方で、原材料高騰影響の価格転嫁が進むと共に、全社的な生産性の改善が進んだことなどの結果、営業利益は、2,270百万円(前期比883.5%年増)、経常利益は、1,467百万円(前期比11.7%年増)及び親会社に帰属する当期純利益は、411百万円(前年同期 1,897百万円)となりました。

また、2025年3月末時点において当社の流通株式時価総額(40.5億円)が、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準である100億円を満たしていないことから、2025年6月30日付で「上場維持基準への適合に向けた計画(改善期間入り)(プライム市場)」にて開示しましたとおり、2026年3月末日までの改善期間内に流通株式時価総額が未達となれば、2026年10月1日付で上場廃止となる可能性があることから、東京証券取引所スタンダード市場への変更区分の申請を2025年9月末日に行っておりますが、今後も2023年10月4日付でリリースした中長期経営計画「炎のスクラム」の中で掲げているセグメント別目標の達成に向けて、環境貢献の高い製品開発や事業戦略などを追及して企業価値の向上に努めてまいります。

このような経営環境の中で、事業規模の効率的な拡大を図ることでより安定した成長を実現することを目指して、M&A及び資本業務提携の推進も行っているところであります。現時点では、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携に関して当社がターゲットとする企業について社内で調査、検討などを行っている段階であることから、具体的に対象企業に対する提案時期などは確定しておりません。しかし、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、その機会を逸失する可能性があることから、これを逸しないためにも、予め想定される資金を確保する必要があると考えております。本新株予約権による資金調達により、既存株主の皆さまには株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、M&A、あるいは資本業務提携によって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主の皆さまのメリットがデメリットを上回り、当社としては、中長期的には当社グループの企業価値の向上へとつながり、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。今後、具体的に展開した場合には、遅滞なく適時開示を行ってまいります。

本新株予約権の具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。なお、当社は、2024年5月27日付「第5回及び第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年6月12日にEVO FUNDを割当先とする第三者割当により第5回及び第6回新株予約権を発行いたしました。

しかしながら、2025年4月1日以降の当社株価が当該新株予約権の下限行使価額を下回っていることもあり、第5回新株予約権については、2025年11月21日時点で発行総数10,000個に対して340個が行使されており、また、第6回新株予約権については、発行総数10,000個が全て未行使となっております。これにより発行価額と行使価額による調達金額の合計は23,896,000円(発行価額による調達2,120,000円、権利行使による調達21,776,000円)となっております。当初計画していた調達予定額は1,705百万円であり、設計開発費の一部として、住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム(注1)に725百万円、産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システム(注2)に253百万円、各種V2H(Vehicle to Home)システム(注3)に727百万円を充当予定でしたが、調達予定額の未達となったことから、不足分につき主に借入金を本開発予算に割り当てることで、各設計開発を継続して進めているところです。

上記調達金額の現時点における充当状況は、各種V2H(Vehicle to Home)システムに23百万円となっております。

各設計開発の進捗状況については、以下のとおりです。

住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム

次世代住宅向けパワーコンディショナ及び蓄電システムの更なる開発を進めており、下記のスケジュールで上市見込みです。

・上市時期：2026年2月(予定)

産業用パワーコンディショナ及び蓄電システム

蓄電システムについては市場状況を見ながら投入時期を見極めており、2028年度上市に向け開発を進めております。

現在の市場に合わせた蓄電池が接続しない製品を、下記のスケジュールで上市しました。

・上市時期：2025年11月(上市済)

V2H(Vehicle to Home) システム

発売の遅延がありましたが、下記のスケジュールで上市しました。

・上市時期：2025年 8 月(上市済)

第 5 回及び第 6 回新株予約権の行使状況を踏まえ、既存の新株予約権を取得・消却する方針を決定し、割当先であるEVO FUNDの合意も得られたため、残存する第 5 回及び第 6 回新株予約権の全てを取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと締結し、2025年12月12日時点で未行使である第 5 回及び第 6 回新株予約権を同日付で全て取得し、取得後直ちに消却することを決定いたしました。なお、かかる取得及び消却は本新株予約権が発行されることを条件としています。

また、第 5 回及び第 6 回新株予約権の取得及び消却が当期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

(注 1) 住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム：太陽光パネルで発電した電力を家庭で使える電力に変換する機器です。太陽光に加えて蓄電池の電力を活用する機能を備えたものをハイブリッド型と呼びます。

(注 2) 産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システム：一般家庭用向け(单相)に比べて多くの電力を送ることができる三相と呼ばれる電気に対応し、産業用途などの利活用シーンに適したパワーコンディショナ機器です。

(注 3) 各種 V2H(Vehicle-to-Home)システム：電気自動車(EV、PHV)への充電機能に加えて、自動車側に蓄えられた電力を家庭で使える電力に変換する機能を備えています。自動車の持つ大容量の蓄電池を活用し、各利用シーンに合わせた最適な電力の利活用を可能とするシステムです。

取得及び消却する第 5 回及び第 6 回新株予約権の概要は以下のとおりです。

< 第 5 回新株予約権 >

(1) 新株予約権の名称	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 第 5 回新株予約権
(2) 割当日	2024年 6 月12日
(3) 発行した新株予約権数	10,000個
(4) 新株予約権の払込金額	1,130,000円(第 5 回新株予約権 1 個当たり113円)
(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株 (第 5 回新株予約権 1 個につき普通株式100株)
(6) 行使価額	1 個当たり704円
(7) 行使済みの新株予約権の数	340個(2025年11月21日現在)
(8) 新株予約権の残存数	9,660個(2025年11月21日現在)
(9) 取得及び消却する新株予約権の数	9,660個(予定)
(10) 新株予約権の取得金額	総額1,091,580円(予定。第 5 回新株予約権 1 個当たり113円)
(11) 新株予約権の取得日及び消却日	2025年12月12日(予定)
(12) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

< 第 6 回新株予約権 >

(1) 新株予約権の名称	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 第 6 回新株予約権
(2) 割当日	2024年 6 月12日
(3) 発行した新株予約権数	10,000個
(4) 新株予約権の払込金額	990,000円(第 6 回新株予約権 1 個当たり99円)
(5) 新株予約権の目的である株式の種類 及び数	普通株式 1,000,000株 (第 6 回新株予約権 1 個当たり99円)
(6) 行使価額	1 個当たり1,000円
(7) 行使済みの新株予約権の数	0 個 (2025年11月21日現在)
(8) 新株予約権の残存数	10,000個 (2025年11月21日現在)
(9) 取得及び消却する新株予約権の数	10,000個 (予定)
(10) 新株予約権の取得金額	総額990,000円(予定。第 6 回新株予約権 1 個当たり 99 円)
(11) 新株予約権の取得日及び消却日	2025年12月12日(予定)
(12) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

(注) 第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権が2025年12月12日までに行使がなされた場合、取得及び消却する第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の数は減少いたしますが、消却後に残存する各新株予約権の数は 0 個になります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先との間で、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

本新株予約権における行使コミット条項

< コミット・イシュー >

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(8,500,000株)をあらかじめ定め、割当予定先は、原則として、本新株予約権について設定された全部コミット期間(以下に定義します。)中に、当該本新株予約権の全てを行使する設計です(以下「全部コミット」といいます。)。また、それに加えて、部分コミット期間(以下に定義します。)内に当社普通株式1,200,000株相当分以上の本新株予約権を行使することとされております(以下「部分コミット」といいます。)。

「全部コミット期間」とは、原則として、2025年12月15日から2028年 6 月14日(当日を含みます。)までの期間をいいます。但し、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が 1 回発生する毎に全部コミット期間は 1 取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が全部コミット期間に20回を超えて発生した場合、コミット期間延長事由が20回発生した日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、かかる取得をEVOLUTION JAPAN証券株式会社(以下「EJS」といいます。)に通知した日(但し、通知が当該日の16時までにEJSに到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。以下同じです。)の翌取引日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

「部分コミット期間」とは、原則として、2025年12月15日から2026年 3 月31日までの期間をいいます。但し、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が 1 回発生する毎に部分コミット期間は 1 取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が部分コミット期間に10回を超えて発生した場合、コミット期間延長事由が10回発生した日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、部分コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

これらの「全部コミット」と「部分コミット」の組み合わせが本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

	第 8 回新株予約権
発行数	85,000個
発行価額の総額	1,530,000円
行使価額の総額	5,363,500,000円(注)
行使価額	初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%
全部コミット	原則として発行日の翌取引日以降、2028年6月14日までに おける第8回新株予約権85,000個全ての行使をコミット
部分コミット	原則として発行日の翌取引日以降、2026年3月31日までに おける第8回新株予約権12,000個の行使をコミット
下限行使価額	316円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通 取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り 上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

< 全部コミット条項 >

割当予定先は、本買取契約において、原則として全部コミット期間中に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。また、本新株予約権に係る全部コミット期間中のいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額の100%以下となった場合、当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)、当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)のものとし、又は から の他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合(以下、上記 から の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当該回号の新株予約権に係る全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます(但し、かかる延長は、合計20回(20取引日)を上限とします。)。なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

< 全部コミット条項の消滅 >

本新株予約権に係る全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が、20回を超えて発生した場合、本新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

< 部分コミット条項 >

割当予定先は、本買取契約において、原則として部分コミット期間中に、割当予定先が保有する当社普通株式1,200,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。なお、部分コミット条項におけるコミット期間延長事由及び各取引日において複数のコミット期間延長事由が発生した場合の処理に関する事項は、全部コミット条項の場合と同様とします。但し、部分コミット条項における部分コミット期間の延長回数は、10回(10取引日)を上限とします。

< 部分コミット条項の消滅 >

本新株予約権に係る部分コミット期間中において、コミット期間延長事由が、10回を超えて発生した場合、本新株予約権に係る部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、部分コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。また、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記に準じて行使価額は修正されます。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び2回目以降の2段階の修正スキームを採用しております。

下限行使価額は当初316円としますが、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

制限超過行使条項

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等(取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。)の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合、制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本買取契約においてもその旨定めております。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

当社による本新株予約権の任意取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、取得日の11取引日以上前にEJSに通知することによって、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができます。

当社による本新株予約権の買取義務

当社は、割当予定先が2028年7月18日時点で保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

本新株予約権の特徴

本新株予約権のような行使価額修正条項の付された新株予約権は、その修正がなされる際は、当該時点の株価を基準として、そこから一定のディスカウントがなされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ行使価額を決定する際に参照する株価(以下「参照株価」といいます。)からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討するため、過去に新株予約権を発行した際に相談をしたEJSに2025年8月より改めて相談をしたところ、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を2025年9月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。本スキームの手法及びその条件は、本スキームの目的及び中期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、他の資金調達方法とも比較検討し、本スキームのメリットを総合的に考慮すると、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において調達できる設計となっていると判断したことから、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。

株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

今後の資金調達プランの見通し

通常、新株予約権は近い将来に必要な資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後約31か月間に渡る資金調達プランが定められており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

資本政策の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、各新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計8,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している8,500,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議による当社の事前の書面による承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、上記「(2) 資金調達方法の概要<部分コミット条項>」に記載の部分コミットもなされており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによる早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

[デメリット]**当初に満額の資金調達はできないこと**

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権は、下限行使価額が設定されており、また、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、本新株予約権の行使がなされない、又は行使が進まなくなる可能性があります。本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計8,500,000株(議決権数85,000個)であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株及び議決権数91,484個を分母とする希薄化率は91.86%(議決権ベースの希薄化率は92.91%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約31か月間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。したがって、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(5) 他の資金調達方法**新株式発行による増資****(a) 公募増資**

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された転換社債(CB)

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできません。一方、本スキームでは、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、原則として、一定期間毎に本新株予約権の行使を行うことが割当予定先に義務付けられているため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、CBよりも本スキームが適当であると判断いたしました。

新株予約権付社債(MSCB含む。)

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が希薄化による株主への影響が少ないと考えております。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

金融機関からの借入・社債による資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性が低下するため、適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、上記「(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。

6．その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8．株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,365,030,000	5,000,000	5,360,030,000

- (注) 1．上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(1,530,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額(5,363,500,000円)を合算した金額であります。
- 2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は減少する可能性があります。
- 3．発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する第三者委員会委託費用、評価算定費用、信用調査の外部委託費用、登記費用等の合計額であります。
- 4．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計5,360,030,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
M&A及び資本業務提携	5,360	2026年 3 月～2028年 7 月
合 計	5,360	

- (注) 1. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を下記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて通常の運転資金とは区分して、安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として30か月以内に全ての本新株予約権を、そのうち2026年3月31日までに12,000個以上を行使することをコミットしております。かかるコミットのうち、全部コミットは本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が、20回を超えて発生した場合に消滅し、部分コミットは当該事由に伴う部分コミット期間の延長が、10回を超えて発生した場合に、消滅するものとされております。かかる点と、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。
3. 支出予定時期は2026年3月からですが、早ければ、2026年1月頃から対象企業との交渉を開始する可能性があることから、2025年12月12日に本新株予約権の発行を行うものです。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

当社は、事業規模の効率的な拡大を図ることにより安定した成長を実現することを目指して、M&A及び資本業務提携の推進も行っているところであります。現時点では、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携に関して当社がターゲットとする企業について社内で調査、検討などを行っている段階であることから、具体的に対象企業に対する提案時期などは確定しておりません。しかし、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、その機会を逸失する可能性があることから、これを逸しないためにも、予め想定される資金を確保する必要があると考えております。

そのため、今後約3年弱程度の期間で、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携のために今回の調達資金5,360百万円を確保し、2028年7月までに充当する計画です。

なお、現在ターゲットとして調査、検討などを行っている企業との具体的案件が成立しなかった場合においては、その時点における資金の調達状況にもよりますが、他のM&A及び資本業務提携費用への転用や第8回新株予約権を取得することによる本資金調達の中断も検討いたします。

今後の既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合等、進捗に伴い遅滞なく適時開示を行ってまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a．割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：(2025年8月31日現在)：約232.7百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用投資業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc.(Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
b．提出者と割当予定先との関係	出資関係	2025年11月21日現在、当社普通株式178,000株、第5回及び第6回新株予約権合計19,660個を保有しております。なお、当社は2025年12月12日時点で残存する全ての第5回及び第6回新株予約権を取得及び消却する予定です。また、当社は当該ファンドに出資しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年11月21日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。そのような状況の中、過去にEVO FUNDを割当先とする2024年6月12日発行の第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行しており、2025年8月より、EJSを含む複数の割当先候補に資金調達に関して相談し、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (5) 他の資金調達方法」で記載の通り、他の複数のスキームも検討した結果、本資金調達に関する提案を同年9月に受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、行使価額が適時に修正される仕組みになっていることから本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されるとともに、当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。また、割当予定先であるEVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、過去に新株予約権の割当先となった実績を多数有すること、過去の当社との取引を通じて当社との信頼関係が構築されていること等から、割当予定先として適当であると判断しました。本スキーム及び割当予定先の選定に当たっては、当社取締役会の全会一致をもって決議しております。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、8,500,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わないこと。

イ．割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書等を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、必要金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその議決権の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役：小板橋 仁、本店所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階)に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年10月13日時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：山本 顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、当社の株価(631円)、ボラティリティ(41.8%)、予定配当額(25円/株)、無リスク利子率(1.0%)、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の18円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、2025年11月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である631円としました。また、本新株予約権のその後の行使価額は、修正日に、初回の修正においては、2025年11月25日における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2回目以降の修正では、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。株価上昇時には当該単純平均値の100%に相当する金額が修正日の直前取引日の終値の90%を下回る可能性はあるものの、参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、参照価格からディスカウントがある場合と比較して市場株価からの乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっており、当社は本新株予約権の修正後の行使価額についても合理的であると判断いたしました。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額(1円未満切り上げ)としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

た。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 本新株予約権の払込金額の算定に当たり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、本新株予約権の評価額は適正かつ妥当な価額と考えられること
- ・ 独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること
- ・ 第三者委員会より、本新株予約権の第三者割当について、必要性及び相当性がそれぞれ認められる旨の意見を得ていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,500,000株(議決権数85,000個)は、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株及び議決権数91,484個を分母とする希薄化率は91.86%(議決権ベースの希薄化率は92.91%)に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は原則として約31か月にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計85,000個の新株予約権が行使され、同時に8,500,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。また、本資金調達により今後約31か月の資金調達を確立し、その資金を一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。加えて、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、当該売却により新株が市場へ流入することも想定されるため、市場参加者による当社株式の取引機会の増加が期待されます。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は20,945株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。加えて、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の取得・消却が可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式数8,500,000株に係る割当議決権数は85,000個となり、当社の総議決権数91,484個(2025年9月30日現在)に占める割合が92.91%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)	178,000	1.95	8,678,000	49.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12	776,300	8.49	776,300	4.40
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号 赤 坂インターシティAIR	726,700	7.94	726,700	4.12
ダイヤモンドエンジニアリ ング株式会社	大阪府大阪市福島区福島 1 丁 目 1 - 48 4106	657,516	7.19	657,516	3.73
All Diamond Shareholders	大阪府大阪市淀川区塚本 1 丁 目15 - 27	475,500	5.20	475,500	2.69
池永 辰朗	兵庫県西宮市	210,500	2.30	210,500	1.19
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	158,000	1.73	158,000	0.90
豊栄産業株式会社	大阪府大阪市西淀川区花川 1 丁目 7 - 8	140,000	1.53	140,000	0.79
ダイヤモンドエレクトリック HD 傍楽仲間達持株会	大阪市淀川区塚本 1 丁目15 - 27	109,626	1.20	109,626	0.62
小野 有理	大阪府大阪市平野区	83,800	0.92	83,800	0.47
計	—	3,337,942	38.45	12,015,942	68.08

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日時点の総議決権数(91,484個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(85,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当は、割当議決権数が総議決権数に占める割合が92.91%となり、大規模な第三者割当に該当しますが、M&A及び資本業務提携資金を確保するために必要な資金調達であり、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。本新株予約権による資金調達により、既存株主の皆さまには一時的に大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、M&A及び資本業務提携によって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主の皆さまのメリットがデメリットを上回り、当社としては、中長期的には当社グループの企業価値の向上につながり、株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,500,000株(議決権数85,000個)は、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株及び議決権数91,484個を分母とする希薄化率としては91.86%(議決権ベースの希薄化率は92.91%)に相当します。

しかしながら、本新株予約権は原則として約31か月にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計85,000個の新株予約権が行使され、同時に8,500,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。また、本資金調達により今後約31か月の資金調達を確立し、その資金を一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。加えて、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、本新株予約権の発行及び行使を通じて大規模な数量の新株が発行されることは想定されますが、それと同時に、当該売却により新株が市場へ流入することも想定されます。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は20,945株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。加えて、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の取得・消却が可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により、増加する議決権の数は85,000個であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株の議決権の数である91,484個の92.91%となり、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、本第三者割当による資金調達について、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、上記「1 割当予定先の状況（2）割当予定先の選定理由」に記載する経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者であり、本第三者割当と同種の資金調達に係る第三者委員会の委員を務めた経験のある人物に依頼するのが当社にとって望ましいと考え、エクイティファイナンス案件の経験を有する小林信介(弁護士、金川国際法律事務所)及び株価算定の経験を有する深井大督(公認会計士、深井公認会計士事務所)並びに当社社外取締役(監査等委員)である笠間士郎の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年11月21日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1 結論

第三者委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考える。

2 理由

(1) 必要性

本資金調達により調達を予定する資金は、約5,360百万円であり、貴社は、その全てをM&A及び資本業務提携に充当する予定である。

貴社は、中長期経営計画「炎のスクラム」に掲げた目標の達成にコミットしているが、当該目標達成を貴社単体での事業規模拡大及び投資効率改善のみで図ろうとすると時間がかかるうえ達成できない可能性があることから、M&Aや資本業務提携により貴社とのシナジーが見込める会社と一緒にすることによりスピード感をもって全体としての事業効率を上げようと考えたとのことである。

貴社は、技術的親和性や事業構成などから貴社との統合によりシナジーが見込める対象候補として選定し、検討を進める複数企業のうち特に大きなシナジーが期待できる対象企業(以下「候補企業」という。)1社を絞り込んでいるが、候補企業との接触を開始していないことから、現時点では候補企業の名称を開示することができないとのことである。当委員会は、貴社から候補企業の名称の開示を受け、どのようにしてシナジーが達成できるのかについて詳細な説明を受けたが、候補企業の買収を実行することにより、候補企業とあわせて考えた事業構成の多角化、収益力の向上及びコスト削減といったシナジーが期待できるとの貴社の説明は具体的かつ説得力のあるものであった。そして、貴社は想定される買収金額に基づいて本調達資金の額を決定しており、買収金額が想定を下回った場合、及びそもそも候補企業の買収を実行しない場合には、取得条項を活用し本資金調達の一部又は全部を中止することも想定しているとのことである。

候補企業の買収を実行することが確定していない現時点において資金調達を行う点については、貴社は候補企業の賛同のもと友好的な買収を目指しているが、候補企業に買収を提案するにあたっては買収資金を確保していないと真剣な提案ではないと受け止められ買収機会を逸する可能性があるところ、貴社の財務状況に鑑みれば外部資金を調達する必要があり、また株価への影響を抑えつつ将来的に資金調達をキャンセルすることのできる資金調達手段としては新株予約権による調達しか考えられないところ、行使によって初めて資金調達ができるという性質により貴社の必要とする額の資金を調達するまでに時間がかかることから現時点での資金調達実行を決断したとのことであり、かかる説明は説得的である。

本資金調達により候補企業の買収を実行することにより、候補企業とのシナジーによる貴社の企業価値の向上が期待できることから、当委員会としては、本資金調達の必要性は認められると考える。

(2) 相当性

(ア)他の資金調達手段との比較

貴社の説明によれば、他の資金調達手段のうち借入・社債による資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことである。このためエクイティによる調達を検討したが、このうち、公募増資については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きいという、資金調達の機動性という観点から貴社のニーズに合致しておらず、また現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合には貴社の普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられることから、株主割当増資については、近年において実施された事例が乏しく、割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから必要資金を調達できない可能性が高く、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、第三者割当増資については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるうえ、現時点では適当な割当先が存在しないことから、CBについては、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがあるものの、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であることから、MSCBについては、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるうえ、貴社の株価のボラティリティを考えると現時点において適切な行使価額を設定することは難しいことから、新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)については、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、現時点では実施の目処が立っていないことから、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であることから、それぞれ今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。

そのうえで貴社は、行使価額修正条項付の新株予約権でありながら行使価額の修正にあたり直近の株価からのディスカウントがなされない本新株行使権により段階的に資金調達を行うことにより株価に対する過度の影響を避けることができるうえ、コミットメント条項により原則として割当予定先が全ての本新株予約権を行使するため資金調達の確実性の高い本資金調達を選択したとのことであった。

当委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

(イ)割当先について

貴社の説明によれば、候補企業の買収資金を調達するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達方法について検討していた中で2025年8月に割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社に資金調達の相談をしたところ、2025年9月に本資金調達に関する提案を受けたとのことである。そして、社内において協議・比較検討した結果、本資金調達が、原則として約31か月にわたり段階的に行使される本新株予約権により株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができるうえ、資金調達の必要がなくなった場合には取得条項を活用することにより資金調達をキャンセルし希薄化を抑えることができる点において、貴社のニーズにふさわしい資金調達手段であると判断し採用することとしたとのことである。なお、割当予定先であるEV0は2024年6月発行の第5回新株予約権及び第6回新株予約権の割当先でもあり、当該貴社での実績も考慮したとのことである。

当委員会は、割当予定先に関して、リスクプロ株式会社を作成した2025年10月13日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、割当予定先、関係会社、それらの役員について特に問題を見出していないというものであった。さらに割当予定先の資金の十分性を確認すべく、割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2025年9月30日現在における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認し、本資金調達に係る払込に要する資金を十分に確保しているものと判断した。

(ウ)発行条件について

本新株予約権の発行価額の相当性に関して、当委員会は、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして貴社は、割当予定先と協議の上、本新株予約権の発行価額を株式会社赤坂国際会計が算定した評価額の同額に決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が貴社の代理人として関与し割当予定先との協議の上で決定されており、本新株予約権の発行決議日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の50%という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件における下限行使価額と比較して妥当な水準と考えられる。さらに、行使価額が株価に連動して修正されていく行使価額修正条項付の新株予約権においては修正時に行使価額が直前株価から一定のディスカウントがなされた価額に修正されるのが一般的であるところ、本新株予約権においては行使価額の修正時にディスカウントがなされない。かかる本新株予約権の特徴は、割当予定先による本新株予約権の速やかな行使という点からは不利に作用しうるものの、割当予定先は本新株予約権を原則として全部行使することをコミットしており、貴社株価への影響を抑え行使時の調達額を増加させるという点においては貴社にとって好ましいと言える。

なお、貴社は行使期間終了日に未行使の本新株予約権を買取る義務を負っているが、割当予定先は原則として本新株予約権を全部行使することをコミットしているため貴社が本新株予約権の買取りを求められることは想定されていないうえ、買取価額は発行価額と同額であり買取りにかかるコストは大きくないと考えているとのことである。

以上を総合的に検討のうえ、当委員会としては発行条件の相当性は認められると考える。

(エ)希薄化について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の2025年9月30日時点の貴社発行済株式総数に対する希薄化率は91.86%（議決権ベースでは92.91%）という相当大規模なものである。しかしながら貴社によれば、本資金調達により貴社の株主は希薄化という不利益を被るものの、本新株予約権は原則として約31か月にわたって段階的に行使されることから行使による新株発行に伴う希薄化も段階的に生じることになり、また本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,500,000株に対し、東京証券取引所における貴社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は20,945株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとのことである。さらに、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合には、取得条項を活用して希薄化の影響を抑えらるることである。そのうえで貴社は、本資金調達による希薄化の規模が相当大規模であることを認識しつつ、本調達資金により調達した資金により候補企業を買収することにより貴社の中長期経営計画「炎のスクラム」に掲げた目標の達成に近づくため企業価値が向上し、既存株主に希薄化を上回るメリットをもたらすことができると考えているとのことである。上記の説明について特に不合理な点は見いだせず、当委員会としては、本資金調達は、既存株主にとって希薄化という不利益を超えるメリットがあると思料する。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期、提出日2025年6月30日。2025年11月25日に提出された訂正報告書による訂正後のもの)及び半期報告書(第8期中、提出日2025年11月14日。2025年11月25日に提出された訂正報告書による訂正後のもの)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年11月25日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第7期有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月25日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 (報告内容)

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

イ 資本準備金の額の減少の内容

1) 減少する資本準備金の額

資本準備金4,590,853,260円のうち、4,200,000,000円

2) 効力発生日

2025年7月18日

ロ 剰余金の処分の内容

1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,571,680,769円

2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,571,680,769円

第2号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総

1株につき金25円00銭 総額228,189,275円

ロ 効力発生日

2025年7月22日

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

小野有理、吉田夢佳志、岡本岳、小谷カオルを取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

奥下英己、入江正孝を取締役(監査等委員)に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

東陽監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本準備金の額の減少及び 剰余金の処分の件	47,452	833	0	(注) 1	可決 98.27
第2号議案 剰余金の配当の件	47,625	660	0	(注) 1	可決 98.63
第3号議案 取締役4名選任の件					
小野有理	38,588	9,697	0	(注) 2	可決 79.91
吉田夢佳志	44,744	3,541	0		可決 92.66
岡本岳	44,776	3,509	0		可決 92.73
小谷カオル	47,356	929	0		可決 98.07
第4号議案 監査等委員である取締役 2名選任の件					
奥下英己	47,292	993	0	(注) 2	可決 97.94
入江正孝	46,518	1,767	0		可決 96.34
第5号議案 会計監査人の選任の件	47,451	834	0	(注) 1	可決 98.27

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 該当事例はありません。

3. 資本金の増減

下記「第四部 組込情報」に記載の第7期有価証券報告書(提出日2025年6月30日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月25日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数 (数)	残高 (株)	増減額 (千円)	残高 (千円)	増減額 (千円)	残高 (千円)
2025年7月18日 (注) 1	—	9,163,001	—	1,247,554	4,200,000	390,853
2025年8月19日 (注) 2	89,900	9,252,901	26,295	1,273,849	26,295	417,149

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を4,200,000千円減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

2. 譲渡制限付株式報酬による新株発行に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ26,295千円増加しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第8期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第7期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年11月25日 近畿財務局長に提出
半期報告書の訂正 報告書	事業年度 (第8期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月25日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

許

仁

九

指定社員
業務執行社員

公認会計士

西

田

直

樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大

川

泰

広

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産19,002百万円及び無形固定資産563百万円を計上しており、連結損益計算書において減損損失250百万円を計上している。 会社グループは、事業用資産については管理会計において資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグループピングの基礎としており、減損の兆候が識別され、減損の認識が必要と判断される資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。 子会社の多くは、製造機能を有しており、それぞれに生産設備を保有している。減損の兆候に該当するか否かは、収益性の低下を示すさまざまな状況を検討して、各社の実態や企業環境を踏まえて慎重に判断する必要がある。 この判断には、経営者の判断が入り、減損の兆候が適切に識別されない可能性がある。また減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画等を基礎としており、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでいるが、当該中期事業計画については、事業環境等の変化や経営者による判断が含まれ、不確実性を伴う。 よって、当監査法人は固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・連結グループ全体の資産グループが網羅的に減損の兆候の判定対象となっていることを確認した。 ・減損の兆候の判定に用いられた資産グループごとの損益が、財務会計数値と整合していることを確かめた。 ・本社費等の共通費の配賦について、配賦基準の妥当性及び配賦計算の正確性について検討した。 ・減損の兆候が識別された資産グループについては、全て減損損失の認識の判定の結果、減損処理が実施されていることを確認した。 ・構成単位の監査人に対して固定資産に係る減損損失の認識の要否の検討を指示し、監査手続の結果について報告を受けるとともに、その監査手続と結果の適切性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利

ユーザーの意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

許

仁

九

指定社員
業務執行社員

公認会計士

西

田

直

樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大

川

泰

広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式14,865百万円、関係会社短期貸付金2,522百万円、1年内回収予定の関係会社長期貸付金2,279百万円、関係会社長期貸付金6,187百万円を計上している。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、関係会社株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理することとしている。また、関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしている。 これらの会計処理の結果として、当事業年度において、関係会社株式評価損1,612百万円及び貸倒引当金繰入額2,264百万円が計上されている。 関係会社に対する投融資は貸借対照表における金額的重要性が高いこと、また、その評価にあたって、事業計画等を基礎として実質価額の回復可能性又は貸付金の回収可能性があるとして、関係会社株式の減損処理や貸倒引当金の計上が必要と会社が判断した場合には、その事業計画等に経営者による重要な仮定や判断が含まれ、不確実性を伴う。 よって、当監査法人は関係会社への投融資の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社投融資の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 関係会社投融資の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 （２）関係会社投融資の評価結果の妥当性の検討 ・実質価額が著しく下落した関係会社株式を適切に特定しているか確かめるため、実質価額を再計算した。 ・実質価額の算定に使用された関係会社の財務諸表について過年度比較分析を実施した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式について実質価額に基づく評価が行われていることを確かめた。 ・関係会社への貸付金について、財政状態の把握が、融資先の直近の財務諸表に基づき行われていることを確かめた。 ・貸倒引当金の算定に使用された関係会社の財務諸表について過年度比較分析を実施した。 ・再計算により必要な貸倒引当金が正確に算定されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 貴 司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 越 宗 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 曾 田 竜 司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2024年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。